

ID: 58

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町麒麟体育館及び麒麟運動場の設置並びに管理に関する条例 第8条第2項		
例規番号	平成22年条例第19号		
【基準】			
第8条の規定による。 (管理上の制限)			
第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用許可を譲渡し、若しくは使用許可を受けた施設の備品等を転貸してはならない。			
2 施設においては、町長の許可なくして、次に掲げる行為をしてはならない。			
(1) 販売その他の商行為をすること。			
(2) 印刷物、ポスター等を展示し、又は配布すること。			
(3) 工作物その他の施設等を設けること。			
(4) 募金その他これに類する行為をすること。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日